

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

指導検査課

令和7年12月2日に健康保険被保険者証が廃止されたことに伴い、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等が、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であることを証明する資料（以下「雇用関係証明資料」という。）の取扱いについて、参考までに下記のとおり周知します。

1 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（雇用関係証明資料） （「建設工事と技術者の配置について」第3第2項（2））

配置予定技術者が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料として、以下のいずれかを提出してください。

- ア 監理技術者資格者証の写し（表・裏）
- イ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- エ 所属会社の雇用証明書の写し（※）
- オ その他上記アからエに準ずる資料の写し

※ 原則、雇用証明書（様式2-4）によるものとします。
必要な記載事項を満たしており、直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されたものであれば、
様式2-4以外の様式でも差し支えありません。
根拠資料の提出は不要ですが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求める場合があります。

2 雇用関係証明資料の確認事項

次頁以降に示す「確認のポイント」のとおりとします。

3 その他

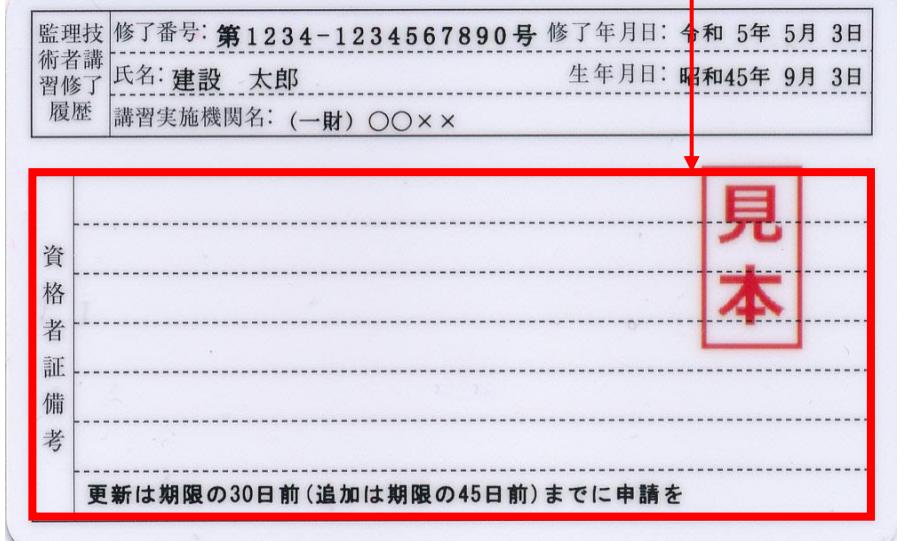
令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証は雇用関係証明資料とは認められませんので、お気を
付けください。

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

指導検査課

ア 監理技術者資格者証の写し(表・裏)

- 有効期限は5年間のため、5年毎に更新手続きが必要。
- 更新した場合、直近の内容のみが記載される。

被雇用者（技術者）と一致しているか	「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上前に交付されているか
表面	
	
雇用者（申請者）と一致しているか	裏面が提出されているか 記載事項に変更はないか
裏面	
	

出典：（一社）建設業技術者センターHP掲載資料を引用し、一部加筆
<https://www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html>

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

指導検査課

イ 住民税特別徴収税額通知書の写し

- 毎年5月頃に、市区町村から事業者(雇用者)あて通知される。

最新の年度か

雇用者（申請者）と
一致しているか

書類名は正しいか

令和 6 年度 合与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

〒 602-8570
京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

株式会社○○建設

特別徴収税額			課 税 人 頁		非課税人頁	
月	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額
6月分	1	1万円	1月分	2万円	1	1万円
7月分	1	1万円	2月分	2万円	1	1万円
8月分	1	1万円	3月分	2万円	1	1万円
9月分	1	1万円	4月分	2万円	1	1万円
額	(1万円)		5月分	2万円	1	1万円
(備考)			6月分	2万円	1	1万円

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）
第1項並びに市町村条例第 条の規定によって、
令和 年度給与所得等に係る市町村民税、道府県民税及び
森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）した
ので通知します。

令和 6 年 6 月 10 日

○○町長 ○○

印

指定番号	宛名	市町村コード	受取者番号	特別徴収税額	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所	氏 名	個人番号	登録月	被特別徴収義務者	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	月

京都 太郎

被雇用者（技術者）と
一致しているか

直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に
不要な個人情報がマスキングされているか

指定番号	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
被特別徴収義務者	株式会社○○建設	

頁

1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。

3 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）を記載すること。
（「個人番号」とは、個人を特定するための番号をいう。以下同じ。）

4 受取者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受取者番号。

5 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

6 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載すること。
（「法人番号」とは、法人を特定するための番号をいう。）

雇用者（申請者）と
一致しているか

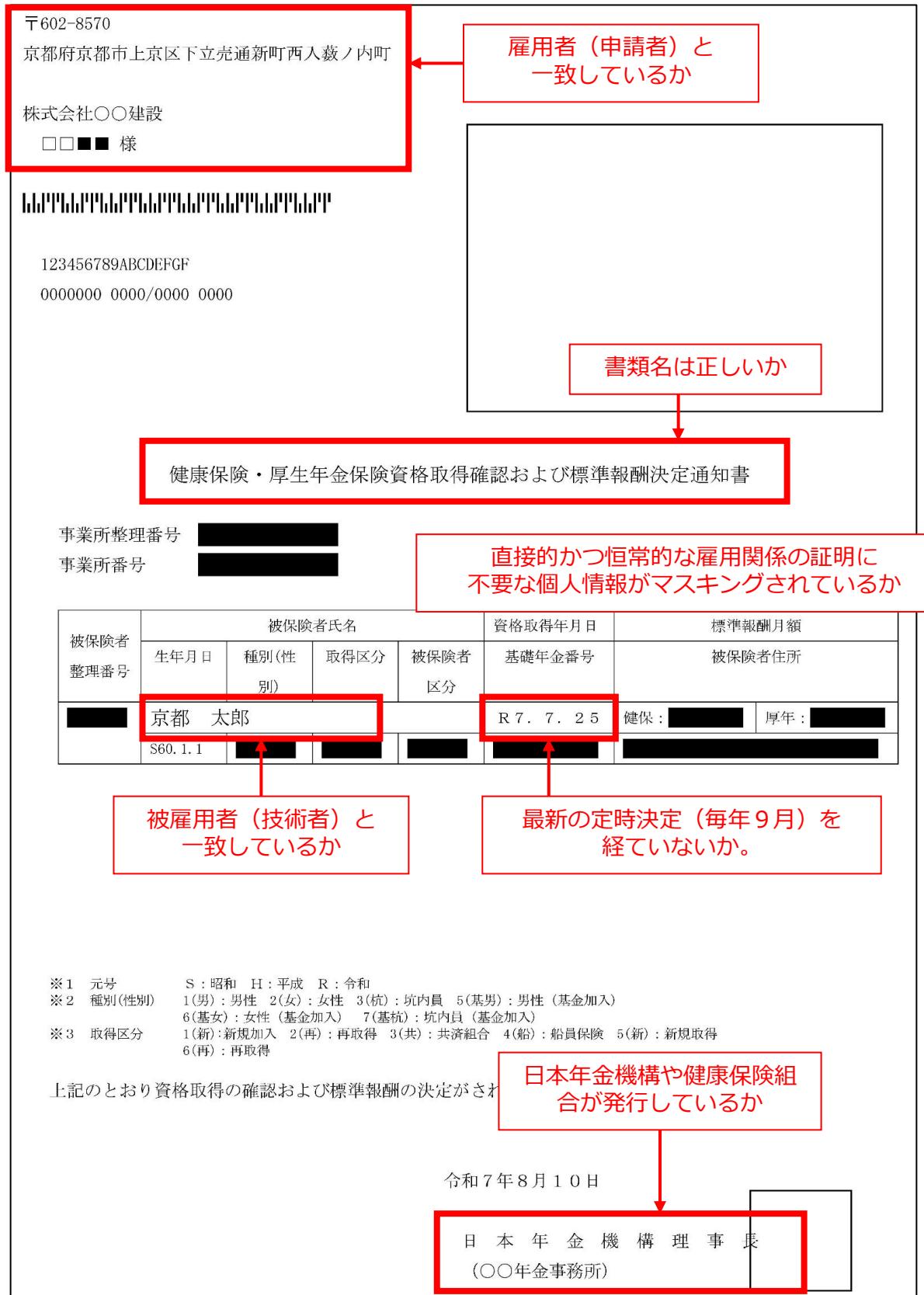
（法人番号をいう。）を

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

指導検査課

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し (健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書)

- 新たに資格取得を行った際に、日本年金機構から事業者(雇用者)あて通知される。



「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

指導検査課

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し (健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書)

- ・毎年8月頃に、日本年金機構から事業者(雇用者)あて通知される。

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町	雇用者(申請者)と一致しているか				
株式会社○○建設 □□■■ 様					
[Redacted Content]					
123456789ABCDEFG 0000000 0000/0000 0000					
書類名は正しいか					
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書					
事業所整理番号 事業所番号	直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に不要な個人情報がマスキングされているか				
被保険者整理番号	被保険者氏名	適用年月	決定後の標準報酬月額 (健保)	生年月日	種別
[Redacted]	京都 太郎	R 6. 9	[Redacted] 千円	[Redacted]	[Redacted]
被雇用者(技術者)と一致しているか		申請日現在適用中の年月か			
<p>※1 元号 S : 昭和 H : 平成 R : 令和 ※2 種別 第一種: 男性 第二種: 女性 第三種: 坑内員 特例第一種 特例第三種: 坑内員(基金加入)</p>					
日本年金機構や健康保険組合が発行しているか					
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。					
令和7年8月10日					
日本年金機構理事長 (○○年金事務所)					

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

指導検査課

エ 所属会社の雇用証明書の写し

- ア～ウの書類が提出できない場合は、雇用証明書により直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を行う。
- 直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されていれば、別の様式による提出も認める。
- 根拠資料の提出は不要だが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。
- 提出は写しで可。

		雇用者（申請者）と一致しているか	落札決定日の翌日（休日を除く）以前の日となっているか
(様式2-4)			
雇用証明書			
被雇用者（技術者）と一致しているか		証明日 (※1)	令和7年10月1日
被雇用者 氏名 京都 太郎 生年月日 平成2年5月1日		事業者（雇用者） 所在地 名 称 役職名 氏 名 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町 株式会社○○建設 代表取締役 京都 次郎	押印等
被雇用者を下記の労働条件で雇用していることを証明します。 (※2)			
契約期間	<p>1. 事業者が（就業規則に）定める退職の日まで (平成24年4月1日より採用) 2. 期間の定めなし (年 月) 3. 年 月 日 ~</p> <p>【恒常的な雇用関係】 「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上の雇用が確認できるか</p>		
給与 (該当するものに○)	<p>1. 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）から直接支払っている。 2. 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）からは直接支払っていない。</p>		
勤務時間及び日数 (該当するものに○) (※2)	<p>1. 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3以上である。 2. 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3未満である。</p>		
(※1) 入札申請日以前の日付であること。なお、入札申請日とは、一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請日、指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日を指す。			
(※2) 原則根拠資料の		<p>【直接的な雇用関係】 直接的な雇用関係が確認できるか (どちらも1に○がついているか)</p>	
(※3) 健康保険法(大)に準じる。		料の提出を求めることがある。 者となる短時間労働者の考え方	